第4回 新庁舎整備事業検証委員会　議事録

日時：令和8年11月6日（金） 10:00 開会
場所：熊本城ホール3階　中会議室 B1・B2・B3
出席委員：塚原委員長、今井委員（WEB）、野田委員、元松委員
欠席委員：叶井委員、志手委員

1. 開会

（事務局）

それでは、只今より「第4回 新庁舎整備事業検証委員会」を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます庁舎建設課の境です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日の委員会は、運営要綱第8条第1項に基づき、「公開」で実施されております。また、前回の協議結果を受け、会議の様子を撮影し、後日ホームページで動画を配信させていただきますので、よろしくお願いいたします

本日は、今井委員におかれましては、WEBにより委員会にご出席いただいております。また、志手委員におかれましては、ご欠席となりますが、事前にご意見をいただいておりますので、まとめたものを委員の皆さまのお手元に配布させていただいおります。叶井委員におかれましては、当初ご出席いただく予定ではありましたが、急遽ご都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。以上、WEB によりご出席の委員も含め、委員の過半数が出席しておりますので、運営要綱第6条第2項にもとづき、会議が成立していることをご報告します。

議事に入る前に、ご報告があります。10月20日付で、委員長宛てに、市民の方から具申書が届いております。また、10月28日付で、委員長と委員宛てに、市民団体から公開質問状が届いております。内容につきましては、委員の皆さまの机上に配布させていただいておりますので、ご確認ください。

それでは、会議に先立ちまして、塚原委員長、ご挨拶をお願いいたします。

2. 委員長挨拶

（塚原委員長）

それでは、会議に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。もう11月となり、年末も近づいている中、委員の皆様、そして関係者の皆様には、本日、ご多忙の中ご出席いただき、ありがとうございます。

防災に関する世の中の動きでございますが、ご承知のとおり、11月2日に防災庁が発足いたしました。私もこれまで災害関係には長く関わってまいりましたが、我が国の災害対応は、被害を受けた後にどうするかという災害後の対応に、どちらかというと力点が置かれていたように感じております。今回の防災庁の発足に当たり、担当大臣及び総理のご発言では、来るべき大災害に備え、事前防災をどうするかということが、防災庁発足の一つの大きな契機であり、また、対応すべき課題であるとのお言葉がございました。

本委員会につきましても、熊本は既に二度の大震災を経験しておりますが、またいつ来るか分からない、来るべき災害に対してどのように対応していくかという、まさに今、最も重要な防災に関する事項を扱っております。この検証委員会といたしましては、丁寧かつ迅速に審議を進め、きちんとした結論を得られるよ

う進めてまいりたいと思いますので、委員の皆様には、ご審議へのご協力をよろしくお願いいたします。
（事務局）
それでは、議事に入ります。以降の進行につきましては、新庁舎整備事業検証委員会運営要綱第6条第1項の規定に基づき、塚原委員長にお願いしたいと思います。塚原委員長、よろしくお願いいたします。

3. 議事（市民意見対応の整理）

（塚原委員長）
それでは、議事に入る前に、先ほど事務局からご紹介がございましたとおり、市民の皆様からさまざまなご意見、ご質問等をいただいております。また、今回いただいたものより以前にもご意見、ご質問等をいただいており、これらを拝見いたしますと、かなりの部分は、この審議の中で私どもが議論しているものと重複する、又はそれに関連する事項でございます。これらにつきましては、この審議の中で、市がどのように考えているか、また、この検証委員会がそれに対してどのような意見を持っているかということをお答えできるよう努めたいと考えております。
また、いくつかのご質問、ご意見等につきましては、この委員会で議論している事項というよりも、市に対するご意見、ご質問等に関するものもございます。また、これからも非常に多くのご意見、ご質問等をいただくことになると思います。先ほど、私からご挨拶の中で申し上げましたとおり、熊本市の市庁舎整備の今後の在り方について方向性を決めることは、重要であり、かつ、早急に対応を決めなければならないことでございます。そのため、なるべく効率的に審議を進める中で、審議の中でお答えできるものについては、きちんとお答えしていく。また、市において対応するものについては、市で対応いただくということで進めてまいりたいと思います。この審議の中で、一つ一つの個別のご質問等に対応するとなると、審議時間にも限りがございます。その点につきましては、ご質問、ご意見をいただいた皆様にご理解いただき、この審議の中で対応させていただくということで進めさせていただければありがたいと存じます。
この対応方針につきまして、委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。
（各委員）
特になし。
（塚原委員長）
それでは、委員会といたしましては、いただいたご質問、ご意見については、極力、審議の中で対応し、委員会としてお答えできないものについては、市に適宜対応していただくこととして、今後の審議を進めさせていただきたいと存じます。

4. 議事（報告事項(1)）

（塚原委員長）
それでは、議事に入りたいと思います。まず、報告事項でございます。報告事項の１といたしまして、前回の第3回検証委員会でのご意見をまとめたものについて、事務局から説明をお願いいたします。
（執行部）
「資料1　第3回検証委員会での主なご意見」をお願いいたします。
前回の会議では、検証にあたり想定する災害規模や、各パターンの条件整理についてご審議いただきました。

2ページをお願いします。まず、報告事項1については、現庁舎の残存耐力について、過去の熊本地震による被害分を見込んで、これ以上低減させることなく、「建築基準法等が求める耐震性能を有していない」という元々の想定のままで整理を進めてよい、とご確認いただきました。次に、報告事項2については、現在、想定している代替施設は電力や通信の環境が確保できていないところもあり、その機能確保にかかる費用もコスト比較の際に見込むべき、とのご意見をいただきました。今後、コスト比較の整理を進める際には、このような費用の見込み方についても整理してまいります。

3 ページをお願いします。審議事項1では、検証にあたり想定する災害の規模についてご審議いただき、水害は国土交通省が設定している 1,000 年に 1 度の想定、地震は布田川・日奈久断層帯のリスクも含め、建築基準法等の定めに従った地震動の設定で進めることを、ご確認いただきました。最後に、審議事項2では、各整備手法の条件整理についてご審議いただきました。まず、災害対策本部のみを整備する案について、窓口等の機能も併せて整備する必要がある、とのご意見をいただきました。これについては、この後の審議事項1にてご説明させていただきますが、災害対策本部に加えて一部行政機能を整備する想定で整理を進めたいと考えております。次に、益城町など他自治体庁舎が今回の地震で被害を受けなかったのは、免震構造であることが大きいと考えられることから、現庁舎の耐震改修について、免震補強は可能なのか、とのご意見をいただきました。これについても、この後の審議事項1にて、これまでに行った現庁舎の耐震改修の検討について、報告させていただきます。このほか、今回の検証において費用などを試算する上では、目標耐用年数を70年と設定することについてもご確認いただきました。

資料1の説明は以上です。

（塚原委員長）

ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明につきまして、委員の皆様、何か修正点やご意見等はございますでしょうか。

（各委員）

特になし。

（塚原委員長）

よろしゅうございますか。私から一点、正確を期すために申し上げます。水害の想定について、議事の中では「1,000 年に 1 度程度」として言っておりますが、正確には、国土交通省の定義では「想定し得る最大規模の降雨」ということになっております。ここは行政文書の表現に合わせて、「想定し得る最大規模の降雨で、過去 1,000 年に 1 度程度」という形になると思いますので、整理をお願いできればと存じます。

他に、委員の皆様、修正の必要はございませんでしょうか。

（各委員）

特になし。

（塚原委員長）

それでは、報告事項1の前回の委員会での意見についての整理につきましては、これでご承認いただきました。

5. 議事（審議事項（1））

（塚原委員長）

それでは、審議事項に入りたいと思います。審議事項は2件ございます。まず、1点目の各整備手法の検

討についての条件整理につきまして、事務局から資料の説明をお願いいたします。
（執行部）
「資料2　各整備手法の条件整理」をお願いします。今後、各整備パターンの比較検証を進めるための条件につきまして、事務局案として整理しましたので、ご説明いたします。
2ページをお願いします。各パターンの施設構成及び整備内容について表にまとめております。必要な施設整備、必要な現庁舎の改修等、必要な執務空間不足の対応、考慮すべき災害時の代替機能、という4つの観点から整理を行っています。
まず、パターン①耐震改修案については、現庁舎の耐震改修及び設備改修を行い、目標耐用年数まで使用した後に建替えを行います。加えて、狭あい化を解消するために、不足する執務空間分の民間ビルを賃借します。大規模災害が発生した際の代替施設としては、この民間ビル賃借分について想定が必要と考えております。
次に、パターン②減築案については、現庁舎の減築及び設備改修を行い、目標耐用年数まで使用した後に建替えを行います。狭あい化を解消するために、不足する執務空間分の民間ビルを賃借すること、大規模災害が発生した際の代替施設については、民間ビル賃借分について想定が必要なことはパターン①と同様です。
次に、パターン③災対本部整備案については、災害対策本部機能を新規整備いたします。現庁舎については、設備改修のみを行い、目標耐用年数まで使用した後に建替えを行います。狭あい化を解消するために、不足する執務空間分の民間ビルを賃借する想定はパターン①②と同様です。なお、大規模災害が発生した際の代替施設については、現庁舎の耐震改修を行いませんので、現庁舎と民間ビル賃借分の面積について想定が必要です。
次に、パターン④設備改修のみ案については、現庁舎の設備改修のみを行い、目標耐用年数まで使用した後に建替えを行います。狭あい化を解消するために、不足する執務空間分の民間ビルを賃借する想定は、これまでのパターンと同様です。ただし、大規模災害が発生した際の代替施設については、現庁舎と民間ビル賃借分の全面積について想定が必要です。
次に、パターン⑤分棟整備案については、本庁舎及び議会と中央区役所の2棟に分けて新規整備を行います。建て替えを行うことで狭あい化が解消され、大規模災害が発生した際にもそのまま機能継続できる想定です。
最後に、パターン⑥合築整備案については、本庁舎及び議会と中央区役所を 1 棟に集約して新規整備を行います。こちらも、パターン⑤と同様で、建て替えを行うことで狭あい化が解消され、大規模災害が発生した際にもそのまま機能継続できる想定です。表の一番下の行には、これまで市で行って来た庁舎整備に関する検討において、パターン①から④を選択肢から除外してきた理由を記載しております。今回の比較検証においては、記載の理由で実施困難と整理してきた案につきましても、実施を前提として整理を進めたいと考えております。
3ページをお願いします。前回の会議において審議いただいた内容をお示ししております。
先ほど、パターン③の想定規模については、前回の審議でいただいたご意見を踏まえ、今回あらためてご審議いただきたいと考えております。
4ページをお願いします。今回は、記載の5点についてご審議いただきたいと考えております。
1点目が、耐震改修案の工事範囲について、2点目が、減築案の設定について、3点目が、災対本部整備案

の整備規模の想定について、4点目が、今建替える場合の整備規模の想定について、5点目が、現庁舎の利用を続け、将来建替える場合の民間ビル賃借等の規模について、です。

5ページをお願いします。整理事項の1点目、パターン①耐震改修案の工事範囲についてです。現庁舎の耐震改修案の内容は、これまでの検討に基づき、以下の想定としたいと考えております。まず、現庁舎を耐震改修する場合、建物だけでなく杭の耐震化を合わせて行う必要があります。建物内側及び外周部に杭を増設した上で、建物について行政棟は制振補強、議会棟は耐震補強を行います。第2回会議で、建物の耐震化について詳細な説明をしてほしいというご意見、第3回会議で建物の免震補強は可能かというご質問をいただいておりましたので、ここでご説明したいと思います。

「参考資料1　現庁舎の耐震改修の想定」をお願いいたします。第2回会議でもご説明しましたが、現庁舎については平成29年と令和2年に2度の耐震性能調査を実施しております。その結果、杭、建物の耐震性能不足を確認しており、各部位について耐震化を検討いたしました。

2ページをお願いします。建物については、行政棟と議会棟、それぞれについて耐震・制振・免震のどの補強を行うか比較した上で、行政棟は制振補強、議会棟は耐震補強が妥当と整理しております。

3ページをお願いします。まず、杭の耐震化ですが、第2回会議でもご説明したとおり、現庁舎の地下階は、図のとおり敷地境界近くまで広がっております。

4ページをお願いします。このため、外周部に杭を増設するためには、道路側に作業スペースを確保する必要があり、道路の長期閉鎖やインフラ移設が避けられません。このようなことから、杭の耐震化にかかる工事は市民生活や中心市街地の交通への影響が懸念され、実現性は低いと考えて来たところです。

5ページをお願いします。補足として、現庁舎の耐震改修を行う場合に建物だけでなく杭の耐震化を行う必要がある理由を記載しております。現庁舎は国土交通大臣認定を取得している建物ですが、耐震改修を行う場合には再度取得する必要があり、その際、杭についても現行基準に適合させる必要があるため杭の耐震化を行う必要があります。

6ページをお願いします。行政棟の耐震改修については、平成29年度に耐震・制振・免震いずれの工法が良いか、比較検討を行っております。耐震補強は耐震ブレースの設置、制振補強は制振ダンパーや制振装置の屋上設置、免震補強は地下 1 階柱頭にアイソレータを設置し、免震層周りの柱や梁を補強する想定です。

7ページをお願いします。各工法の補強効果、施工性、執務空間に与える影響、コスト等を比較した結果、行政棟については補強箇所が少なく、建物の損傷を軽減でき、コストが最も抑えられる制振補強が妥当と整理されています。前回会議でご指摘いただいたとおり、地震直後から継続使用するため、効果が一番見込まれるのは免震補強ですが、当時の試算でもコストが制振補強の3倍以上かかる見込みであり、また施工性にも課題があります。

8ページをお願いします。免震補強の施工性の課題についてお示ししております。まず、基礎免震を想定した場合、建物が敷地境界まで建っていることから、建物と周辺とのクリアランスを確保するための擁壁の設置が困難です。また、中間層免震を想定した場合は、エレベーターピットや階段の周りにクリアランスを確保することが困難です。このようなこともあり、現庁舎の建物の耐震改修においては、制振補強が妥当と整理しております。

参考資料1の説明は以上で、資料2の5ページにお戻りください。ただいま説明したとおり、杭の耐震化は、道路の長期閉鎖等、市民生活へ多大な影響を与えることから、これまで実施困難と整理してきたところで

すが、技術的には実施可能であるため、比較検証にあたっては現庁舎の耐震改修案は、杭の耐震化まで実施し、改修により現庁舎に耐震性を持たせることを前提としたいと考えております。

6ページをお願いします。整理事項の2点目、パターン②減築案の想定についてです。
現庁舎の減築にあたっては、構造架構形式の大幅な見直しの上、構造補強や最上階の設備機器移設、屋上防水層新設等の工事が必要です。また、減築した面積及び設備機器移設分の執務スペースの確保、さらに杭の耐震化も必要です。

7ページをお願いします。減築する場合、減築の規模が大きいほど耐震改修範囲の縮小効果が期待されますが、その分、新たな負担も発生します。先ほど申し上げた減築した面積及び設備機器移設分の執務スペースの確保や、工事期間中の仮庁舎の確保にかかる費用などです。加えて、窓口の分散範囲が広くなるため、業務への影響や来庁者の負担も大きくなると、整理しています。

8ページをお願いします。高層建物の減築工事に対する大手ゼネコンからの見解をまとめております。まず、減築範囲の設定についてですが、減築によって建物の耐震性がどの程度上がるかを、過去の耐震性能調査結果から単純に想定することは難しく、合理的な減築範囲を設定するためには、詳細な構造解析が必要とのことです。次に、実際に工事を行う場合の課題として、安全性確保の観点や夜間工事は工期の長期化が懸念されることなどから、仮設庁舎に移転しての工事が現実的とのことです。また、事務所の床と大型機器の設置を想定した床では積載荷重条件が異なることや、階高次第では、機器等の移設が困難な場合もあるのでは、とのことでした。

検討を進めるにあたり、減築の程度の設定や、執務室の確保、市民サービスへの影響をどう評価するかについて、ご意見いただければと思います。

9ページをお願いします。整理事項の3点目、パターン③災害対策本部整備案の整備規模の想定についてです。パターン③については、前回の会議において、災対本部のみでなく窓口機能まで確保しなければ意味がないのではないか、とのご指摘をいただきました。これを踏まえ、パターン③は、災対本部に加えて、執務機能の一部を整備する想定としたいと考えております。前回会議において、災対本部の建設地は花畑町別館跡地を想定することについては、ご了承いただきました。

この花畑町別館跡地の容積率による床面積の上限が 16,500 ㎡であることから、パターン③の整備規模は、災対本部機能として必要な 5,500 ㎡に加えて、窓口等の執務機能を 11,000 ㎡分整備する想定としたいと考えております。本日は、この規模の想定等についてご意見いただければと思います。

10ページをお願いします。整理事項の4点目、パターン⑤分棟案、パターン⑥合築案の整備規模の想定についてです。新庁舎の規模、つまり必要床面積については、基本計画検討分科会において精査を進めており、今後、その結果が示される予定です。検証委員会においては、基本計画検討分科会から示される精査後の面積を基にコストを試算し、比較検証を行っていただきたいと考えております。併せて、合築案については、合築が工事費に及ぼす影響についても検証を行っていただきます。分棟案及び合築案の検証を進めるにあたり、この他に整理を行うべき事項があれば、ご意見いただきたいと思います。

11ページをお願いします。整理事項の5点目、パターン①から④での民間ビル賃借等の規模についてです。熊本市では、合併による市域拡大や、中核市、政令市への移行に伴う国・県からの権限移譲により、職員数が増加しており、現庁舎の執務スペースは狭あい化が深刻です。また、災害時において、リエゾンの活動や受援などに活用する会議室なども不足しています。建替える場合のパターン⑤と⑥の規模は、この狭あい化を解消した必要床面積を想定しています。

このため、パターン①から④、現庁舎を使い続ける4つの案について、建替える場合と公平なコスト比較を行うため、執務スペースとして必要な床面積はパターン①から⑥まで揃えることとし、パターン①から④において現庁舎でまかなえない面積については民間ビルを賃借する想定で試算を行いたいと考えております。想定する民間ビルの賃借面積は、表に記載のとおりです。この想定で比較を進めてよいか、ご意見いただければと思います。

資料2及び参考資料1の説明は以上です。

志手委員からこの資料に対し、3点ご意見をいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

まず、1点目は、整理事項 2 減築案について「減築は、一般的には建物内に余剰スペースがある場合に検討する手法であり、現庁舎は必要な床面積が不足している状況であれば、その中で減築を行い、さらに不足する執務スペースを外部に確保するという計画は、合理性に乏しいのではないか。」とのご意見。

2点目は、整理事項3 災害対策本部整備案について「災害対策本部と一緒に整備する部署は、災害時でも継続が必須な通常業務に絞り、それが新設床面積に収まるのであれば、現庁舎を使い続けるパターンの中では、現実的な案と考える。ただし、同じ部署が現庁舎と新設施設に分かれてしまう可能性や、それが市民の日常生活の利便性の低下につながる可能性に留意する必要がある。」とのご意見。

3点目は、整理事項5 民間ビル賃借の範囲について「条件を揃えることは、比較検証を行う上では適切と考える。」とのご意見です。

説明は以上です。

（塚原委員長）

ありがとうございます。次に、審議事項の2つ目として災害リスクへの対応がございますが、ただいまの資料2の整備手法の条件整理については、災害リスクへの対応に関する部分と、通常時のコストに関する部分が、この資料の中に混在しております。本日の審議は、この中で災害リスクへの対応に関する条件をそろえるという趣旨なのか、それとも、今後検討するコスト面も含め、例えば、民間ビルをどれだけ賃借する必要があるのかといった面積等についても、この場で議論するという趣旨なのか、事務局が想定している整備手法の条件整理の視点を確認させてください。

（執行部）

審議事項1の資料2につきましては、防災面だけではなく、今後、我々においてコストも試算してまいりますので、その試算にあたっての条件整理として、ご審議いただければと思っております。

（塚原委員長）

次回以降の審議になると思いますが、総事業費を検討するに当たって、例えば、賃借料がどの程度になるのかという点も含めた条件整理であり、災害リスクを含む全ての面での条件整理ということでよろしいですね。

（執行部）

おっしゃるとおりでございます。

（塚原委員長）

それでは、そのような趣旨で資料2をご説明いただきましたが、これにつきましては、志手委員からご意見をいただいております。本日ご出席の委員の皆様からも、確認事項や、こうした点も追加して条件を整理すべきではないかという観点からのご意見がございましたら、お願いいたします。

（元松委員）

元松です。まず、2点確認させていただきたいと思います。

1点目は、耐震改修を行う際には杭改修がセットになるとの説明であったと思いますが、その根拠についてです。大臣認定に関する記載は、参考資料1の5ページですね。現在の構造計画に変更が生じることから、大臣認定の再取得が必要となり、その際には杭も現行基準に適合させる必要があるため、杭の耐震化が必要になるということですが、それは理解できないわけではありません。しかし、実際には、杭を触らずとも現庁舎の耐震強度を高めることができる部分もあるのではないかと思います。そのような工事についても、大臣認定を再取得しなければ実施できないということなのでしょうか。上部構造の耐震改修だけで済ませることはできないのか、その点について、どのように考えておられるのかを教えていただきたいと思います。

2点目は、資料2の11ページについてです。床面積を同一条件として設定し、パターン①の耐震改修を行った場合には、不足分について民間ビル等を賃借するということで、23,000 ㎡や 4,800 ㎡という数字が示されています。これについては、不足する床面積の全てを民間ビルで賄う想定なのでしょうか。例えば、一部の機能を南区役所や北区役所に移すことで、民間ビルの賃借面積を減らすことができるのではないかと思います。

以上の2点について、事務局の考えをお聞かせください。

（塚原委員長）

それでは、事務局から2点について、個別にご回答をお願いします。

（執行部）

まず1点目の、耐震改修を行う場合に、上部構造の補強だけを行うことが可能かどうかという点についてでございます。平成29年の耐震性能調査の際に、耐震改修についても検討されており、その際、国や民間確認機関等へのヒアリングにより確認しております。その結果、現庁舎は、もともと大臣認定を取得した建物であるため、構造計画を変更する際には、改めて大臣認定を取得する必要があるとのことでした。また、大臣認定を取得する際には、杭を含む建物全体の安全性を確認する必要があるとの回答を得ております。そのため、上部構造を耐震化する場合にも、当然、杭の耐震化、すなわち杭の補強を併せて行わなければ、大臣認定を取得できないと整理しております。

（元松委員）

大臣認定について、私は十分に理解できていないのですが、大臣認定は必ず必要なのでしょうか。現在、大臣認定を取得している建物について、構造を強化するために上部構造だけを補強することが可能である場合、例えば、制震ダンパー等を庁舎内に設置して強度を高める場合であっても、大臣認定を取得し直さなければならないということでしょうか。

（執行部）

上部構造を耐震補強し、その安全性を確認するためには、大臣認定が必要であると整理しております。この建物は高さが60メートルを超えるため、建築確認上、大臣認定が必要な建物となっております。その構造を変更することになりますので、改めて大臣認定を取得する必要があると整理しております。

もう1点の、民間ビルではなく、区役所やほかの施設へ機能を配置できないかという点についてでございます。新庁舎の計画を検討する際には、その規模について整理してまいりました。区役所には区役所の業務があり、本庁には本庁の業務があります。その中で、災害時及び平時のいずれにおいても、本庁機能が一体的に機能することが市民サービスの向上につながると考え、本庁機能を新庁舎に一体的に集約する計画で進めております。従いまして、民間ビルに分散する場合にも、なるべく現庁舎に近い民間ビルを賃借

する必要があると考えております。以上でございます。
（塚原委員長）
　2点目についてですが、現在の庁舎を改築してどのような機能を持たせるのか、又は新庁舎にどの程度の規模が必要になるのかについては、私の理解では、必要な規模を分科会で検討し、機能を分散できるものがあれば、その点も分科会で整理していただくことになっていると思います。その整理を受けて、市において検討した上で、その内容が妥当なものかどうかを、この検証委員会で取り扱うものと理解しております。元松委員から出されたような意見について、これまで分科会で検討してきたのか、また、今後、分科会で取り扱う可能性があるのか、ご説明いただきたいのですが。
（執行部）
　基本計画検討分科会は、あくまで新庁舎整備に関する基本計画を検討する分科会でございます。先ほどご説明したとおり、新庁舎の規模について、本庁機能及び中央区役所を分棟する場合と合築する場合の、それぞれに必要な機能や床面積をご審議いただいているところでございますので、現庁舎を使い続ける場合に、どの機能を分散できるかという議論は、分科会で行う予定はないものと考えております。分科会では、あくまで必要な床面積を算定していただくことになると思います。今回の検証において、どのような条件を設定するかについては、この検証委員会でご審議いただき、その意向に従って、我々の方でコストを試算してまいりたいと考えております。
（執行部）
　補足いたします。基本計画検討分科会において、新庁舎にどの程度の面積が必要かを検討する際には、各区役所や、そのほかに配置されている市の施設を含め、どのように規模を設定するのか、また、それぞれの機能が本庁に必要かどうかという点も議論した上で、新庁舎の床面積を算定しております。それに加えて、どの程度まで面積を削減できるかという点もございますので、そういう意味で現庁舎を改修する場合についても、必要な床面積を同様の考え方で算定しております。従いまして、機能の集約や分散に関する整理については、新庁舎を整備する上での整理を反映した床面積により比較検証しておりますので、元松委員がおっしゃったような整理は、そこである程度できているものと考えております。
（元松委員）
　現在、分科会でどのような検討が行われているかは分かりませんが、必要な面積が 6,600 ㎡程度減少しています。現在示されている数字は、その減少を反映して計算したものなのでしょうか。不足分として示されている民間ビルの賃借面積 23,000 ㎡は、減少後の面積を基にした数字なのでしょうか。今後、必要な面積がさらに減少する可能性があるのであれば、この数字も変わるのではないかと思います。特に気になったのは、パターン③の災害対策本部整備案です。16,500 ㎡の別棟を建設しても、なお 4,800 ㎡、5,000 ㎡が不足するという試算になっています。その程度であれば、何らかの対応ができるのではないかと思います。本庁舎の周辺に配置した方が便利であることは分かります。ただし、本庁舎の周辺や近隣に配置する必要のない部署もあると思います。そのような点を工夫し、民間ビルを最大限賃借するのではなく、比較する際には、市の既存の公共施設で確保できる部分を考慮し、民間ビルの賃借面積を数千㎡程度減らすことも想定した上で検討しなければ、賃借料だけが増加していくのではないかと思います。そのため、この条件で確定するのではなく、もう少し検討した方がよいのではないかと考えております。
（執行部）
　ありがとうございます。まず、面積の設定についてでございますが、まだ分科会において面積の精査が

終わっておりませんので、これはあくまで元の計画の 75,000 ㎡を基にした面積です。従いまして、面積が精査された場合には、民間ビルの賃借面積についても修正することを考えております。

もう 1 点の、既存の公共施設に一部の機能を分散できないかという点についてでございますが、現時点では、市の公共施設にどの程度の空きがあり、転用可能な面積がどの程度あるのかという情報を持ち合わせておりません。一度調査しなければお答えできませんので、宿題とさせていただき、整理したいと考えております。

（塚原委員長）

今の議論をまとめますと、資料2の 11 ページに記載されている 54,700 ㎡という面積は、今後の精査によって変わり得るということです。ただし、各パターンを比較する際には、公平性を期すため、同一の面積を基準とする必要があります。仮に、54,700 ㎡が将来 48,000 ㎡になった場合には、それに合わせて各パターンの数値も再整理するという理解です。54,700 ㎡を確定値とし、4,800 ㎡の不足が生じるということではないとの理解でよろしいですね。今後の審議の方向性として、事務局に確認いたします。

（執行部）

はい。

（塚原委員長）

元松委員からご提案がありましたが、今後、コストの検討も行うことになります。また、市民の皆様にとっても、コストをどのように適切に管理し、合理的に削減していくかという点は、関心の高い事項であると思います。その点も踏まえた上で、この審議において確認することは、比較検討の際には、精査後の必要面積に合わせて各パターンを比較するということです。そのような方向性で確認させていただきたいと存じます。そのほか、今後の比較検討における前提条件の整理について、ご意見はございますでしょうか。

事務局においては、資料2の 11 ページの記載について、比較検証を行うにあたって、「新庁舎整備と同一条件」とだけ記載すると、後に誤解を招く可能性があります。例えば、「今後、必要面積を検討した上で、新庁舎整備に必要な面積と同一の条件とする」など、資料として残った際に誤解が生じないよう、長くなっても構いませんので、丁寧に記述していただくようお願いいたします。

（野田委員）

1点、確認させていただきたいと思います。資料2の9ページ、パターン③の災害対策本部機能を整備する案の条件設定についてです。災害対策本部機能自体に必要な面積を 5,500 ㎡とし、それに加えて、本庁機能の一部又は中央区役所の機能を 11,000 ㎡配置するとの記載になっております。この 11,000 ㎡の根拠は、資料によりますと、その敷地に建設できる最大の床面積によるものということです。前回の会議においても、災害対策本部のみを新設しても、実際に機能させることは難しく、それに付随する各部署の防災機能も一緒に配置されていなければ、十分に機能しないのではないかという議論がありましたので、この点については問題ないと思います。

一方、この案が採用された後、既存庁舎の寿命を迎えた際には、既存庁舎の機能を本格的に移転することになると思います。その際、先行して整備した建物をどのように活用するのかという将来像を想定した案にしておく必要があると考えております。想定されるのは、パターン③により防災機能＋αを先行整備した後、25年後に本庁舎の建て替え時期を迎えた際に、現在予定している桜町のエリアに本庁舎を建設するというものです。その後、災害対策本部機能を新しい本庁舎へ移し、本庁舎に必要な防災機能を持たせるとともに、先行整備した建物は、入居機能を入れ替えて中央区役所として利用するというイメージで理解し

てよろしいでしょうか。今後、この建物をどのように活用するのかをある程度想定しておかなければ、とりあえず建設するということになり、後々支障が生じる可能性があると思いますので、この点についてお伺いいたします。

（塚原委員長）

ありがとうございます。まず重要なのは、防災拠点機能は一時も中断することができないという点です。その上で、例えば25年後に新庁舎を整備した際、先行整備した建物をどのように利活用するのかという点が、おそらくトータルコストの議論に関係してまいります。16,500 ㎡の建物を将来どのように活用するかによって、庁舎整備に係るトータルコストの比較の際に影響してくるため、その時点でどのように整理する予定なのかというご質問であると理解しております。その観点から、事務局にお答えをお願いいたします。

（執行部）

まず、今回、災害対策本部機能に必要な 5,500 ㎡を除いた、残りの 11,000 ㎡についてでございます。前回、元松委員から、災害対策本部機能だけではなく、災害時に必要となる窓口等も含めて整備しなければ、災害対応は難しいのではないかとのご意見をいただいたと認識しております。基本的には、中央区役所を併設することが現実的ではないかと考えております。11,000 ㎡であれば、中央区役所のみを配置する場合には、おおむね収まるボリュームであると考えておりますので、そのような整備を想定しております。その後、現庁舎を建て替える際には、本庁機能を桜町へ移転することになります。先行整備した災害対策本部機能のスペースについては、本庁機能のうち、中央区役所と併設した方が市民サービス上、望ましい機能に転用して、引き続き活用することが考えられます。一方、災害対策本部機能については、新たに整備する本庁舎側に配置するという想定が適切ではないかと考えております。以上でございます。

（塚原委員長）

この点については、次回以降、長期的な視点での事業費の検討になりますので、改めて市の内部で方向性を整理していただきたいと思います。その上で、どの時期にどのような活用を行い、最終的にどの程度のコストになるのかについて、改めて整理していただければと存じます。本日は、災害リスクの観点から、16,500 ㎡の建物をこのような形で活用していくというご提案であると理解しております。

他に、委員の皆様からご意見はございますでしょうか。

（今井委員）

ただいまの委員長の発言と重なる部分もありますが、現在、比較の際の条件整理について議論されております。この後、次の審議事項があり、さらに次回以降、事業費の議論に入ることになります。その際、一つの同一条件だけで比較することが本当に可能なのかという疑問があります。

あまりリアリティを追求すると、ただいまの議論のように、16,500 ㎡を具体的に何に使用するのか、あるいは、本当に 23,300 ㎡の民間ビルを賃借する必要があるのかという議論になります。そうした議論を突き詰め続けると、仮定に基づく検討が繰り返されていくと思います。

今後、事業費等を精査する際には、例えば、23,300 ㎡を前提に計算した場合はこのような結果になり、41,670 ㎡を前提に計算した場合はこのような結果になるというように、複数の条件を仮定して試算することもできるのではないかと思います。

条件を細かく議論し始めると、本当に 23,300 ㎡が必要なのかという問題に加え、そもそも 23,300 ㎡の民間ビルを賃借できるのかという問題も生じます。現庁舎の近くに確保する必要があるとのご説明でしたが、実際に確保できる物件があるのかという議論にもなり、議論が進まなくなると思います。

また、これは私個人の意見ですが、中央区役所を災害対策本部に併設しなければならないということであれば、ほかの区役所は併設されていない中で、なぜ中央区役所だけを併設しなければならないのかという議論にもなります。さらに、ほかに併設した方がよい機能は何かという点まで検討し始めると、議論が進まなくなると思います。

これは、あくまで今後行う事業費比較の前提条件であると思います。今後の議論では、色々な前提条件を置いた試算が示されると思いますので、その中で改めて考慮していけばよいのではないかというのが、私の意見でございます。

（塚原委員長）

ありがとうございます。今の議論は、54,700 ㎡という面積に固定して比較するのかという点から始まりましたが、そこを突き詰めていくと、議論が収束しなくなると思います。今回は、この5つのパターンについて、例えばトータル面積などの比較条件を同一にして整理することとしたいと思います。

今後、事業費を検討する際には、今井委員もご専門だと思いますが、例えば感度分析のような形で、面積が何万㎡から何万㎡まで変動した場合に、コストがどのように変化するのかなど、さまざまな変動要因を加えて比較検討する手法がございます。事業費や財政負担のパターンについては今後検討することとして、今回提案されている5つのパターンについては、まず、耐震改修案について、杭の改修を含むことを前提に、最終的なコスト比較まで進めてよいかという点を確認したいと思います。

また、整備規模については、具体的にどの面積を用いるかは今後精査することとし、ある基準の数値に合わせて、各パターンを公平に整理することについて、今後の検討方針として、その方向で進めてよいとの合意を得られればよいと考えております。いかがでございましょうか。

（各委員）

異議なし。

（塚原委員長）

それでは、耐震改修案の前提条件及びコスト比較を行う際の面積の条件については、公平性を確保するため、各パターンを同一の基準となる面積に合わせて比較することといたします。ただし、その面積は現時点では確定したものではないということで、審議事項1の整備手法に関する比較検討の条件として整理させていただきたいと存じます。よろしゅうございますか。

（各委員）

異議なし。

6. 議事（審議事項（2））

（塚原委員長）

それでは、審議事項の2番目でございます。各整備手法における災害リスクへの対応に関する比較検討につきまして、事務局から資料の説明をお願いいたします

（執行部）

資料3「各整備パターンにおける災害リスクへの対応の比較検証」をお願いします。1ページでは、6つの整備パターンについて、諮問事項に対応した比較検証の内容を表で示しております。今回は、このうち「災害リスクへの対応」について整理しております。

2ページをお願いします。まず初めに比較検証を行う上での前提条件の確認を行っていただき、次に、

評価の視点について事務局案を基にご審議いただきます。最後に、評価の視点に基づいた各整備パターンの評価を行っていただきます。

3ページをお願いします。先ほどご説明したとおり、杭の耐震化は道路の長期閉鎖やインフラ移設などにより市民生活へ多大な影響があるため実施困難ではあるものの、現庁舎の耐震改修を行う場合、建物と杭の耐震化を併せて実施する必要があるため、比較検証にあたっては、杭の耐震化を行うことを前提といたします。

4ページをお願いします。比較検証を行う上での前提条件として、4点設定しては如何かと考えております。まず、想定する災害規模については、前回ご確認いただいたとおり、地震は建築基準法等で求められる地震動、水害は国土交通省が設定する地域において想定し得る最大規模の降雨、とします。次に、現庁舎の耐震改修または減築を行った場合は、耐震安全性の目標Ⅰ類を達成する想定とし、地下階の設備機器等は浸水レベル以上のフロアに配置する想定とします。次に、現庁舎を使い続ける場合の各パターンにおいても、狭あい化を解消することを前提とし、建て替える場合の必要床面積と同規模を民間ビルの賃借により確保する想定とします。最後に、現庁舎を使い続ける場合に賃借する民間ビルの耐震性能は、一般施設レベルを想定します。

5ページをお願いします。各パターンにおいて想定する施設構成とスペース確保の考え方について、表にまとめております。一番下の民間ビルの賃借面積につきましては、パターンごとに必要面積が異なりますが、いずれもこの面積を賃借することで、新庁舎と同規模の執務スペースを確保できることになります。

6ページをお願いします。大規模な地震が発生した場合の、各パターンにおける機能維持の可能性や代替機能の確保状況について、どのように想定するかを表にまとめております。耐震改修を行わない場合の現庁舎と、民間ビルについては、大地震が発生した場合には機能を維持することができないため、代替機能の確保が必要である、と想定します。

7ページをお願いします。補足1として、大規模災害発生時の業務と体制についてご説明します。平時、現庁舎及び周辺民間ビルには、約 3,200 人の職員等が働いています。大規模災害が発生した場合、本部機能に 100～150 人、各局対策部に 2,000～2,350 人が災害応急業務に従事することとなります。また、残りの 700～1,050 人が災害時も継続しなければならない通常業務に従事することになります。

8ページをお願いします。補足2として、災害対応時の各体制の連携についてご説明します。災害応急業務を行う上で、本部機能と各局対策部、関係機関の連携が必要です。また、災害時も継続しなければならない通常業務を行う上では、局対策部と局内職員が分散せずに連携することが必要です。

9ページをお願いします。補足3として、代替施設への移転に伴う課題を記載しております。内容につきましては、前回会議でご説明したとおりですが、大規模災害時に使用できないスペースが大きいほど、代替施設の確保が困難となり、機能や窓口の分散化や代替施設への移転に時間を要するおそれが大きくなります。前回資料の抜粋を参考資料2としてまとめておりますので併せてご確認ください。

10ページをお願いします。災害リスクへの対応における、評価の視点・項目の案をまとめております。
大きく2つの視点で構成しており、1つは「災害応急業務」に関するもの、もう1つは災害時も「継続しなければならない通常業務」に関するもの、としております。「災害応急業務」については、本部機能や各局対策部を発災直後に設置できるか、本部機能と各局対策部が連携して活動できるか、災害応急業務を発災直後から実施することができるか、など、6つの評価項目を設定しております。「継続しなければならない通常業務」については、各局が発災直後から対応できるか、窓口を分散せず、市民負担を軽減できるか、など、3

つの評価項目を設定しております。これらの視点、評価項目の内容について過不足はないか、妥当かについてご意見いただければと思います。

11ページをお願いします。評価基準の案について記載しております。本市の地域防災計画上、今回の検証で想定する規模の大規模な災害が起こった場合、レベル5強化全庁総力態勢をとることになります。この場合、全職員が災害対応に従事することから、発災後に継続使用が可能な面積が 100％の場合は評価を「○」、不足する場合は評価を「×」としてはどうかと考えております。ただし、評価が「×」の場合であっても、災害規模がやや小さい場合の態勢である「レベル5災害対応態勢」について対応できる場合、具体的には、1/3 程度の職員が従事するスペースが確保される場合は、評価を「△」としてはどうかと考えております。

12ページをお願いします。先ほどの評価の視点及び基準（案）に沿って、6つのパターンを評価した事務局としての案をお示ししております。まず、パターン①現庁舎耐震改修案についてです。現庁舎を耐震改修する想定のため、本部機能や現庁舎に入居する局の対策部は発災直後に設置できますが、民間ビルに入居する局の対策部は代替施設を確保した上で、移転する必要があります。評価項目1については、本部機能を配置する現庁舎は耐震改修を行い、継続使用可能と想定していることから、評価を「○」としております。

次に、評価項目2についてです。各局対策部の一部は民間ビルに入居しており、大規模災害時に機能継続が困難となります。発災直後に速やかに設置できる局対策部は、現庁舎に入居している部局のみとなり、継続使用が可能な割合が、60～75％になると見込んでおります。そのため、レベル5強化全庁総力態勢を速やかに立ち上げることはできませんが、1/3 以上のスペースは継続使用が可能ですので、評価基準に照らし△としております。

評価項目3についても、民間ビルに入居している局対策部は代替施設に移動を強いられ、本部機能との連携が困難になります。本部機能と円滑な連携ができる局対策部は、現庁舎に入居している部分のみとなり、先ほどと同様の割合となることから、評価は△としております。

評価項目4については、関係機関を現庁舎内に配置する予定であることから、評価は「○」としております。

評価項目5、6についても評価項目 2、3 と同様の整理から、評価基準に照らし△としております。以上から、「災害対応業務」の視点においては、全体を「△」と評価しております。次に、災害時に「継続しなければならない通常業務」の3つの項目についても、発災後、民間ビルに入居する局は代替施設を確保した上で、移転することとなり、その局は、平時と同様の行政サービスの提供が困難で、窓口も分散することになります。継続使用が可能な割合は、現庁舎分の 60～75％になると見込んでいることから、評価基準に照らし、3項目とも△としており、全体評価も「△」としております。

13ページをお願いします。パターン②現庁舎減築案についてです。現庁舎を減築して耐震性を上げる想定のため、本部機能や現庁舎に入居する局の対策部は発災直後に設置できますが、民間ビルに入居する局の対策部は代替施設を確保した上で、移転する必要があります。継続使用が可能な面積は、減築後の現庁舎分となり、その割合は 40～50％になると見込んでおります。そのため、評価項目1と4は○、それ以外の評価項目は、△と評価しております。また、全体評価はいずれも、△としております。

14ページをお願いします。パターン③災害対策本部機能整備案についてです。災害対策本部機能および一部の部局分の庁舎を整備する想定であるため、本部機能や一部の対策部は発災直後に設置できますが、現庁舎や民間ビルに入居する局の対策部は代替施設を確保した上で、移転する必要があります。継

続使用が可能な面積は新規整備分であり、その割合は 20～25％になると見込んでおります。そのため、評価項目1と4は○としておりますが、それ以外の評価項目は、1/3 の職員の参集に必要なスペースも確保できず、レベル5災害対応態勢を立ち上げることも困難であるため、×と評価しております。また、全体評価はいずれも、×としております。

15ページをお願いします。パターン④現庁舎の継続案についてです。現庁舎について設備のみ改修を行いそのまま活用する想定のため、大規模災害時に本部機能や局対策部を発災直後に設置することができません。民間ビルに入居する局対策部と同様に代替施設を確保した上で、移転する必要があります。
このように全ての機能が代替施設へ移転する必要があることから、継続使用不可の面積が 100％となり、すべての項目について、×と評価しております。

16ページをお願いします。パターン⑤新庁舎整備 分棟案についてです。新庁舎では、大規模災害の発災直後から機能継続が可能となり、必要床面積を確保することで狭あい化が解消される想定です。そのため、災対本部機能と各局対策部や関係機関とが円滑に連携し、発災直後から災害応急業務を実施することができ、支援窓口も分散することなく開設可能です。また、災害応急業務だけではなく継続しなければならない通常業務も平時と変わらず一体的に実施することが可能となります。そのため、継続使用可能な面積が100％となり、「災害応急業務」「継続しなければならない通常業務」の視点による評価は、いずれも○としております。なお、今回の評価項目には入っていませんが、新庁舎においては、災害対応スペースを柔軟に拡張できる可変性や、災害対応のフェーズに応じて、共用部を一時避難や災害対応窓口として活用できる庁舎になるよう検討を進めております。詳細は参考資料3にまとめておりますので併せてご確認ください。

17ページをお願いします。パターン⑥新庁舎整備 合築案についてです。こちらも先ほどのパターン⑤と同様に、災対本部機能と各局対策部や関係機関とが円滑に連携し、発災直後から災害応急業務や継続しなければならない通常業務を実施することが可能となります。そのため、「災害応急業務」「継続しなければならない通常業務」の視点による評価は、いずれも○としております。

18ページをお願いします。最後に、各パターンの評価案をまとめております。事務局としては、現庁舎の利用を続ける4つのパターンは、災害対応や行政サービスが遅延し、被災者の生活再建の遅れや市民生活全体への影響が拡大・長期化するおそれがあると評価しております。

資料3の説明は以上です。

志手委員からこの資料に対し、3点ご意見をいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

まず、1点目は、「比較検証を行う上での前提条件」について、「耐震改修は、杭の耐震化が必須ならば、建築の技術的な視点から見れば、杭の耐震化は技術的には可能だとしても施工の難易度が高いこと、工期の長期化やコスト面を踏まえると、現実性が低いのではないか。」というご意見です。

2点目は、「評価の視点（案）」について、「災害リスクへの対応の比較としては、視点、項目共に十分と考える。」というご意見です。

3点目は、「各パターンの評価（案）」について、「あくまでも防災面での比較であり、この評価項目だけで判断するかのようなイメージを市民の皆様に持たれると困る。今後、施工性やコストを整理して総合的な判断が必要になることが判るように示すべき。」とのご意見です。

以上です。

（塚原委員長）

ありがとうございます。ただいまのご説明に関する審議事項は、1つ目が比較検証を行う上での前提条件、2つ目が評価基準、3つ目がその評価基準に基づく各パターンの評価、「○・△・×」の評価が妥当かどうかという点でございます。どの観点からでも結構でございますので、委員の皆様からご意見をいただければと存じます。お願いいたします。

（元松委員）

パターン③とパターン④についてです。いずれも現庁舎を現在のまま使用し、パターン③については別棟を建設するということですね。パターン④については、そもそも何もしないということですが、杭の改修を伴う耐震改修は行わないとしても、アスベストの露出防止などの措置は当然行うということでよろしいでしょうか。また、喫緊の課題として、パターン④のみならずパターン③にも共通することですが、電気系統が地下に設置されていることは、非常に大きなリスクであるため、上階へ移設する必要があるのではないかと考えております。上階へ移設した場合、水害リスクはなくなる、又は大幅に低減すると思います。一方、地震のリスクは当然低減しません。 この評価は地震を中心に整理しているように見受けられますが、災害は地震だけではなく、水害もあります。そのことを考えると、地震発生時に集められるかどうかだけで判断するのはちょっと乱暴、ちょっとやりすぎではないかという印象があります。

（塚原委員長）

その点について、地震災害にかかわらず、実施しなければならない事項がいくつかあると思います。例えば、アスベストへの対応や設備の安全性の向上などについて、各パターンを比較検討する際に決定する条件としては、市としてはどのようにお考えでしょうか。

（執行部）

まず、今回の評価における前提条件については、地震だけではなく、水害も想定した上での評価と考えております。ご質問のアスベストの問題についてでございますが、パターン③及びパターン④については、設備のみ改修を行うこととしております。その際、設備を更新するため、天井やパイプシャフト、その周辺の設備機器も更新することになりますので、アスベストの大部分は、その際に除去する想定でございます。電気系統や空調設備が水害時にどのような影響を受けるかという点についてでございますが、設備改修は行いますが、これらの機器を上階に設置する場合、機器の重量が非常に大きいため、耐震補強を行わなければ上階へ移設できないと整理しております。ただし、耐震補強を行う場合には、先ほどの大臣認定の話に戻りますが、構造補強が必要となり、その際には杭についても補強しなければならないことになります。そのため、パターン③及びパターン④については、重要な設備機器を地下階に残したまま設備改修のみを行う想定でございますので、水害時には現庁舎の機能を維持できなくなるおそれがあるという評価でございます。

（元松委員）

耐震改修の話になると、杭の耐震化も行わなければならないということになり、議論が進まないのですが、地下の設備をどのように守るかという方策があるのであれば、耐震改修とは別に、地下の設備を守ることもできるのではないかと思います。一定の費用をかければ、少なくとも水害リスクを低減できるのではないでしょうか。これは、どちらにしてもする必要があるのではないかと、今、考えております。その点について、どのように考えられているのかをお伺いします。

（執行部）

ありがとうございます。現庁舎の浸水リスクへの対応についてでございますが、現在、国土交通省におい

ても浸水深の見直しが行われておりますが、市のハザードマップでは、先ほどの想定し得る最大規模の降雨が発生した場合、現庁舎周辺は約3メートル浸水すると想定しております。通常、建物の浸水対策としては、防潮板を設置することが一つの大きな対策になると考えておりますが、約3メートルの浸水となると、防潮板では対応できないと考えております。そのため、現庁舎では浸水への十分な備えが困難であり、新庁舎の整備を検討する必要があるとして、これまで整理を進めてきたところでございます。以上でございます。
（塚原委員長）
　現在の資料では地震に関するリスクを整理しておりますが、水害リスクについても、どの程度の精度で検討するかは別として、一つの項目として比較検討の対象に加え、整理しておいた方がよいと思います。この周辺における想定最大浸水深が約3メートルであるとすれば、例えば、災害発生直後に最低限必要となる電気設備について、自家発電設備や蓄電池により、どの程度まで対応できるのかという考え方もあると思います。その点については、もう少し踏み込んで整理しておいた方がよいのではないでしょうか。地下にある設備の全てを守ることは難しいと思います。ただし、例えば空調設備は稼働しなくても、OA 機器などの最低限必要な設備について、荷重上、どの程度まで対応できるのかを検討する余地はあると思います。設備の専門業者や構造計算の専門家にも確認し、その点まで丁寧に検討していただければと思います。水害を含む災害リスクは非常に重要な事項ですので、元松委員からのご意見として取り上げていただければと存じます。
（執行部）
　今回の評価は、地震だけではなく、地震と水害の双方を考慮して「○・△・×」の評価を付けたものでございますが、先ほどの委員長のご指摘は、水害と地震を分け、それぞれの災害について改めて評価するという趣旨でございますでしょうか。
（塚原委員長）
　そうです。水害時に発生する事象と地震時に発生する事象には異なる部分がありますので、水害リスクに対する対応可能性についても、追加して整理しておいた方がよいと思います。
（執行部）
　承知しました。
（元松委員）
　このような表を別に作ってほしいということではありません。例えば、災害応急業務が 20％～25％しか集まれないから「×」という評価になっていますが、地震に対する評価は「×」であっても、水害時に施設を使用できるのであれば、「△」としてもよいのではないかということです。そうでなければ、0か100かという評価になり、地震に対して十分に対応できないものは、全て「×」になってしまいます。しかし、実際には水害も非常に大きなリスクです。耐震改修を行わなくても水害に耐えられるのであれば、評価が0点になるものではないと思います。そのような意味で、もう少し柔軟性を持たせ、それぞれの災害に対する対応可能性を踏まえて「○・△・×」を付ければよいのではないかと思います。
（執行部）
　資料3の11ページをご覧いただきたいと思います。こちらには、風水害、地震、津波における配備内容ということで記載をしております。本来、我々としては、全職員が対応する体制に耐えられることを基準として、「○・×」の評価をご説明しております。ただし、「×」の場合であっても、災害対応体制のレベル5までは対応が見込めるのであれば「△」とする形で、今回の評価に含めて整理しております。その点が分かるよう、

改めて整理したいと思います。ありがとうございます。
（塚原委員長）
　他にございますでしょうか。野田委員、お願いいたします。
（野田委員）
　資料の作り方に関する話になるかもしれませんが、評価項目の検討に当たり、1点申し上げます。先ほどの志手委員の意見にもありましたが、現在は災害時の対応やリスクに関する議論に焦点が当てられております。当然のことかもしれませんが、今回のパターンには、耐震改修を行わない案があります。耐震改修を行わないということは、建築基準法で定められている強度を確保しないということになると思います。その場合、震度6強から7の地震が発生した際には、建物に大規模な損壊が生じる可能性があるというわけです。これは、職員の皆様や来庁者の皆様の安全性に関わる重要な視点であると思います。資料は、耐震改修を行わないことによる影響を当然理解していることを前提として作成されているのかもしれませんが、評価の観点としては、資料のどこかに盛り込んでいただいた方がよいと思います。最終的には、その点も含めた判断になると考えております。資料への記載方法についてはお任せします。場合によっては、委員会が最終的な判断を行う際の要素として盛り込むことでも構いません。職員及び来庁者の安全性が重要な視点であることを記録として残す意味としても、何らかの形で記載をご検討いただきたいと思います。
（塚原委員長）
　私も同じ意見でございます。この資料が行政文書として後世に残ることを考えると、例えば、今回の資料がこのまま取りまとめられた場合、熊本市は、来庁者が庁舎内にいる時に震度7なりの地震が発生した場合の安全性を検討していないと受け取られかねません。そのような資料を残すことは市としても適切ではないでしょうし、私ども委員会としても、それを黙認したと受け取られることは容認できません。私自身も災害対策の研究者として、そのような整理には同意できないところがございます。資料の作成にあたっては、職員及び来庁者の安全性についてもご検討いただきたいと思います。委員会資料を、後世に残る行政資料としてどのように作成するかという観点からの意見としてお受け取りください。
（今井委員）
　発言してもよろしいでしょうか。
（塚原委員長）
　どうぞ。
（今井委員）
　資料の作り方に関する意見であるという点では同じですが、少し異なる観点から申し上げます。資料の最後の18ページでは、「○・△・×」により最終的な評価が示されております。この評価は非常に分かりやすく、災害リスクだけを考えれば、私の感覚としても「○・△・×」という評価になると思います。しかし、志手委員の意見にも記載されているとおり、災害リスクだけの評価であるとしても、「○・△・×」だけでまとめると、分かりやすすぎるのではないかと思います。例えば、パターン③とパターン④は、いずれも「×」という評価になっています。しかし、災害リスクを回避するために災害対策本部を別棟で整備するパターン③を設けているにもかかわらず、パターン④と同じく「×」と評価すると、何のためにパターン③があるのか、その意味が表れなくなるように思います。色々な評価基準に基づいて計算されていることは良いと思いますが、最終的な災害リスクの説明としては、単純な「○・△・×」だけでは十分に説明できないのではないでしょうか。5段階などで評価する方法が良いのか、もう少し定性的な文章で評価する方法が良いのかは検討が必要で

すが、何らかの工夫が必要だと思います。「○・△・×」による評価自体は分かりやすく、事業費を考慮せず、災害リスクだけを考えれば、建て替えることが最も良いということは、そのとおりだと思います。したがって、評価内容の問題というより、今後の比較検討の参考資料として使用するのであれば、市民の皆様にとっても、私ども委員にとっても、単純な「○・△・×」だけではなく、各パターンの段階的な差が分かるようにした方が良いと思います。また、災害リスクの面における各パターンの長所と短所についても、定性的に説明することを検討した方が良いと考えております。その際、ここまで踏み込むことがこの委員会の役割として適切かという点はありますが、災害リスクの観点から見た場合、パターン⑤とパターン⑥は全く同じ評価になるのでしょうか。先ほどの議論にも関係しますが、中央区役所は本庁舎と離して配置しても問題がないのか、それとも一緒に配置した方が災害リスクの観点から望ましいのか、両者の評価に差がないのかという疑問があります。両者の評価に差がないのであれば、先ほどの災害対策本部について、なぜ中央区役所を併設しなければならないのかという理由が成り立たなくなり、議論が整合しなくなると思います。この点を過度に突き詰めてもしょうがないかもしれませんが、私個人の意見としては、いずれにしても、パターン①からパターン⑥までを単純な「○・△・×」だけで示すのではなく、それぞれの評価の段階や長所、短所が分かるように取りまとめた方が良いと考えております。

（塚原委員長）

ありがとうございます。全くおっしゃるとおりです。途中の資料では、例えば面積の充足率などの数値により、客観的かつ定量的な評価が行われています。一方、資料11ページの評価基準では、職員の3分1が従事できる面積を確保できれば「△」と評価することになっています。これを機械的に当てはめ、例えば35％の面積があれば「△」で、25％であれば「×」、すなわち0点であるという評価になるのでしょうか。そういうものではないですよね。災害時には、標準的な執務面積の 25％しか確保できなくても、必要な人数が参集して対応することになるため、そのように単純に評価できるものではないと思います。7％～8％程度の面積の違いにより、評価が0点又は60点に分かれるような示し方は、市民の皆様にとって分かりにくいと思います。それよりも、例えば充足率が25％であるのか、40％であるのかを数値で示した方が、今後、コストと比較する際に、この程度のコスト差であれば充足率25％でも許容できるのではないかというような比較検討ができると思います。この段階で「△」又は「×」と評価を確定すると、今後、コストを含めて総合的に比較検討する際に、使いにくい資料になるのではないでしょうか。また、この資料をご覧になる市民の皆様が、20％～25％や70％～80％といった途中の数値を全て確認するとは限りません。多くの方は、最後の評価結果をまとめた表をご覧になると思います。その点について、もう少し分かりやすく整理できないかという点は、私も今井委員と同じ意見でございます。事務局において、もう少し定量的に比較検討できるような形で取りまとめることは可能でしょうか。

（執行部）

取りまとめ方につきましては、今後ご相談しながら、事務局として整理案をお示ししたいと考えております。また、先ほど今井委員からご意見がありました、パターン⑤とパターン⑥が全く同じ評価になるのかという点につきましても、危機管理防災部及び中央区役所と協議し、両者の評価に差がないのかを整理した上で、改めてお示ししたいと考えております。以上でございます。

（塚原委員長）

ありがとうございます。他に意見はございますでしょうか。

（元松委員）

少し前の議論に戻りますが、ここにも関係するため申し上げます。志手委員が、減築案について否定的なご意見を示されておりますが、実は私も同じ考えです。減築案は、杭を改修せずに耐震性を向上させることができるのであれば、選択肢になり得るということで示された案だと思います。しかし、減築する場合でも杭を改修しなければならないのであれば、減築する意味は全くないので、この案自体、検証の対象から外すということは私も同意見です。パターン②については、減築しても杭を改修しなければならないのであれば、減築せずに杭を改修した方が良いに決まっているわけであり、これ以上の検証は不要かと思います。減築案は比較検討の対象から外してもよいのではないかと考えております。これまで議論してきましたが、以上がパターン②に対する私の意見です。いかがでしょうか。

（野田委員）

私も同意見です。減築案には、耐震改修案を上回るメリットを見いだすことが難しいのではないかと考えております。実際に減築工事を行うにしても、重要な構造部分である最上階のフレームを最初に撤去することになります。その場合、工事中の建物の耐震性を確保することが難しくなるため、必然的に仮庁舎等へ全面移転しなければ、工事を行うことができないのではないかと思います。費用面及び技術面のいずれにおいても、減築案に耐震改修案を上回るメリットがあるとは考えにくいと思います。

（塚原委員長）

これまでの議論を整理しますと、この委員会が設置された時点では、杭をどのように取り扱うかについて、まだ方針が決まっておりませんでした。そのため、減築案も比較検討するパターンの一つに含まれておりました。しかし、これまでの審議において、杭の改修が必要であることを前提として各案を比較するという方針が示されております。第1回委員会の時点から議論の前提が変わっていることを踏まえると、減築案は比較検討の整備条件から外れてしまったので、今後、比較の対象としなくても良いのではないかというご意見であると理解しております。これは非常に合理的な考え方であると思いますが、事務局としてはどのようにお考えでしょうか。

（執行部）

我々としても、先ほど元松委員からご意見がありましたように、減築することで杭の改修が不要になるのであれば、減築という手法は有効であると考えております。しかし、前回又は前々回に資料でご説明したとおり、建物を軽量化しても、地層ごとに地盤の変位量が異なることにより杭が損傷し、耐えられないという解析結果が出ております。したがって、建物を軽量化した場合でも、杭に何らかの補強が必要となります。そのため、減築案は有効性に乏しい案ではないかと整理してきたところでございます。委員会において、減築案を比較検討の対象から外すという判断をされるのであれば、その方針で進めることについて、事務局として異論はございません。

（塚原委員長）

この検証委員会の基本的な立場は、まず科学的合理性に基づき、今後の市庁舎の在り方に関する市からの提案を検証するというものでございます。科学的合理性に基づく議論として、杭の改修を各案に共通する比較検討の前提条件とするのであれば、減築案をほかの案と比較する合理性を見いだすことはできないと考えております。従いまして、この検証委員会としては、杭の改修を前提とした時点で、パターン②の減築案は比較検討の対象となり得ないと判断したいと存じます。志手委員からも同様のご意見をいただいておりますが、委員の皆様、いかがでございましょうか。

（今井委員）

賛成いたします。
（塚原委員長）
本日ご欠席の叶井委員につきましては、事務局からご意見を確認してください。異論がある場合には、書面審議又はオンラインによる追加の議論を行うなどの方法で対応していただきたいと思います。できれば書面でご意見をいただき、その書面を議事の一部として公開する形で、手続きを進めていただければと存じます。そのような方向でよろしいでしょうか。
そのほか、災害リスクへの対応に関する検証内容について、ご意見等はございますでしょうか。よろしゅうございますか。
それでは、本日の報告事項及び審議事項は以上でございます。委員会から事務局へのお願いといたしまして、資料3の18ページの取りまとめ方については、この内容のまま行政文書として公開すると、誤解を招くおそれがございます。本日の審議内容を踏まえ、市民の皆様にとって、より分かりやすい形に整理していただければと存じます。
それでは最後に、本日の議事全体を通して、何かご意見等はございますでしょうか。よろしゅうございますか。
今回は、災害リスクへの対応について、委員会としての意見を取りまとめたところでございます。本日は、各整備手法を比較する際の条件を整理するとともに、それぞれのパターンにおける災害リスクへの対応について、考え方を整理することができました。次回以降は、コスト及び財政面の議論に入っていくものと理解しております。ただし、コストや財政面の影響を考慮する際には、災害リスクを含めた総合的な評価を行うことになりますので、その都度、災害リスクについても議論することになると思います。
それでは、以上で本日の審議を終了し、以後の進行を事務局にお返しいたします。

7. 閉会

（事務局）
塚原委員長、ありがとうございました。皆様方には、長時間にわたる熱心なご審議、誠にありがとうございました。本日いただいたご意見等を踏まえ、次回の議論につながるよう、事務局において議事を整理し、後日、各委員へ共有させていただきます。本日の会議資料及び録画映像、議事録につきましては、後日、市のホームページに掲載する予定です。
それでは、以上をもちまして、第4回新庁舎整備事業検証委員会を終了いたします。本日は、誠にありがとうございました。